

滞納整理事務の集中化の実施について

名古屋国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化の観点から、大規模な税務署（中心署）において、近隣の税務署（対象署）の滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を以下の税務署で実施しています。

滞納整理事務の集中化実施署	
【中心署】	【対象署】
多治見税務署	中津川税務署
熱海税務署	下田税務署
掛川税務署	島田税務署
豊橋税務署	新城税務署
名古屋中税務署	名古屋東税務署
刈谷税務署	西尾税務署
伊勢税務署	尾鷲税務署
鈴鹿税務署	上野税務署

（注）下線は、令和6年7月10日以降、新たに実施する税務署を示しています。

留意事項

○ 滞納整理について

- 対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が行います。

○ 納付相談について

- 対象署の管轄地域の納税者の方等との納付相談については、対象署にお電話いただければ、中心署の徴収担当職員が対応します。面接による納付相談の際は、あらかじめ対象署へ御連絡の上、納付相談の御予約をお願いします。

【専用電話（中心署徴収担当へ転送されます）】

中津川税務署	0573-66-1205
島田税務署	0547-77-0100
下田税務署	0558-22-0197
名古屋東税務署	052-931-2513
西尾税務署	0563-57-3119
新城税務署	0536-22-2238
上野税務署	0595-21-1946
尾鷲税務署	0597-31-1002

○ 納付相談に関する書類の提出先について

- 対象署の管轄地域の納税者の方に関する書類の提出先は、引き続き、対象署（徴収担当）となります。